

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業者情報

住 所	名古屋市長区鳴子町三丁目 5 2 番地の 3			
氏名（名称及び代表者氏名）	新生ユニオン 株式会社		代表取締役 長谷川 和邦	
産 業 廃 棄 物	許可年月日 及び 優良認定の有無		許 可 期 限	許 可 証 番 号
	収 集 運 搬 業	令和 2 年 1 0 月 3 0 日 優良	令和 9 年 7 月 2 9 日	0 2 3 1 0 0 2 6 6 7 1
	処 分 業	令和 7 年 9 月 1 7 日 優良	令和 1 4 年 7 月 3 日	0 2 3 2 0 0 2 6 6 7 1
特別管理産業廃棄物	許可年月日 及び 優良認定の有無		許 可 期 限	許 可 証 番 号
	収 集 運 搬 業	令和 3 年 1 2 月 9 日 優良	令和 1 0 年 1 1 月 9 日	0 2 3 5 0 0 2 6 6 7 1
	処 分 業	— —	—	—
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業				
取り扱い産業廃棄物	<<積替え、保管を除く。>> 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。） 以上 1 0 品目（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） <<積替え、保管を含む。>> 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上 6 品目（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）			
産業廃棄物積替え保管施設 設置場所 保管する種類 保管容量等	大府市長草町西忍場 4 7 番 2、4 7 番 7 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 全体面積 保管面積 保管容量 高さ 4, 7 5 0. 4 8 m2 5 9. 6 2 m2 4 4. 2 8 m3 1. 1 0 m			
産 業 廃 棄 物 処 分 業				
取り扱い産業廃棄物	<<選別>> 廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 7 品目（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） <<破砕>> 廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず 以上 3 品目（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）			
中間処理施設 設置場所 設置年月日 処理能力 処理能力 処理能力	選別施設 大府市長草町西忍場 4 4 番 1 9 平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日 廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 134.4m3／日（16.8m3／時間） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）			
許可年月日 許可番号	該当なし 該当なし			
中間処理施設 設置場所 設置年月日 処理能力	破砕施設 大府市長草町西忍場 4 4 番 2 0 平成 1 2 年 3 月 2 0 日 廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 3.94t／日（0.49t／時間） 紙くず 6.89t／日（0.86t／時間） 木くず 5.91t／日（0.73t／時間） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）			

許可年月日	平成13年5月18日
許可番号	使用届出
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	
取り扱う特別管理産業廃棄物	<<積替え、保管を除く。>> 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ダスト類（水銀、1，4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1，4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1，4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1，4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリクロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1，4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの） 以上 108品目
特別管理産業廃棄物積替え保管施設	該当なし